令和６年２月

令和6年能登半島地震に伴う

生活必需品の給与または貸与について

令和6年能登半島地震に際し、被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

この度の災害により、住家が半壊以上の被害を受け、生活上必要な被服等を損失し、ただちに生活を営むことが困難な世帯に対し、災害救助法に基づき下記のとおり生活必需品の給与または貸与を行います。

記

１　支援の内容

(１)対象者

住家の「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」または「床上浸水」の被害により、**生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を損失または損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な方**。

　住家の損壊状況は原則「り災証明書」により確認しますが、無い場合は「被災状況の写真」で判定を行います。

(２)費用上限金額

支給品は、世帯人数により、下記金額の範囲内での申請となります。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 世帯構成 | １人世帯 | ２人世帯 | ３人世帯 | ４人世帯 | ５人世帯 | ６人世帯以上１人増すごとに加算 |
| 全壊 | 31，800円 | 41，100円 | 57，200円 | 66，900円 | 84，300円 | 11，600円 |
| 大規模半壊中規模半壊半壊床上浸水 | 10，100円 | 13，200円 | 18，800円 | 22，300円 | 28，100円 | 3，700円 |

２　支給物品

　　「生活必需品商品リスト」の詳細については市担当課へお問合せ下さい

３　提出書類

①災害救助法に基づく生活必需品支給申請書

②生活必需品商品リスト

③罹災証明書の写し

（裏面あり）

４　支援の流れ

(１)　「災害救助法に基づく生活必需品支給申請書」に必要事項を記入

(２)　 合計金額が費用上限内で収まるように希望される商品の数量を市が聞き取りで「生活必需品商品リスト」に記入。

(３)　市で審査の後、市から業者へ利用者世帯の情報を伝えます。

(４)　業者は、市から情報を得て商品がそろい次第、市へ連絡します。

(５)　市が商品を受け取り、申請書記載の住所まで配送。

【注意事項】

※支給される商品は、市で定められた物のみとなります。

※商品の返品はできません。

※配送は平日に限ります。

お問い合わせ

羽咋市商工観光課

羽咋市旭町ア200番地

TEL 22-1118